

佐世保市水道事業 経営戦略

答申書

令和 7 年 7 月

佐世保市上下水道事業経営検討委員会

答申書

水道は、日常生活や都市活動に欠くことができない社会基盤です。水は、かけがえのない財であり、品質や単価によって他の財を選択することはできません。

佐世保市は、水源に恵まれず、斜面地が多い地形です。このため、佐世保市は、水道施設の数が非常に多いという課題を抱えています。その水道施設は、老朽化が進み、これから一斉に更新しなければならない時期を迎えています。一方で、人口減少によって、給水収益は減少していく見通しとなっています。このような厳しい状況の中で、当委員会では、水道供給の持続性を確保するため、経営戦略について審議を行いました。

佐世保市水道事業の最大の課題は、水源不足が解消されていないために、異例と言える「節水型経営」を強いられていることにあります。

佐世保市は、常に、市民による水の使用を抑制しています。佐世保市は、少量使用者を優遇し、大口需要者に高い料金単価を求める料金体系を採っています。さらに、佐世保市は、建築家屋に対し、1度に使用できる水量を抑えるため、最も口径が小さい引き込み管を求めています。取水の運用では、コストを度外視して、耐用年数を大幅に超過したダムの水を温存しています。佐世保市水道事業は、いわば、商品(水)を十分に生産できないだけでなく、その商品をできる限り買わせない仕組みになっているのです。生産施設(ダム)も、著しく老朽化しています。このような経営構造では、収益が上がらず、赤字になりやすいことは、火を見るより明らかです。

その結果、佐世保市民の水道の使用水量は、全国で最少の水準となっています。

佐世保市では、「単価×量」で構成される給水収益のうち、「量」に大きな制限がかかっているため、収益を「単価」に求めざるを得ません。このため、佐世保市の水道料金は、現時点で、全国的に見ても、かなり高い水準となっています。

このことは、過去2回の料金値上げが、渇水による給水制限(商品を買わないようお願いすること)による収益の悪化が原因となっていることから明らかです。

佐世保市の水道事業は、このような厳しい経営環境に置かれているのです。このような中で、佐世保市は、全国の他の都市と同様に、人口減少と

施設の一斉更新に対応しなくてはなりません。

佐世保市水道局の投資計画は、基幹施設の更新を優先し、投資額を限界まで最小化し、先送りの余地のないものに限定しています。佐世保市水道局の財政計画についても、一切の財政的余剰を持たない最低限の財源確保を図るものです。

佐世保市水道局からは、3年間で必要最小限度の財源を確保するため、水道料金の27.5%の一律改定が必要であるとの提案がありました。しかし、市民にとっては、昨今の急激な物価上昇で家計が苦しい中で、水道料金の負担増を求められることになります。このため、当委員会としては、この提案を直ちに容認することはできません。

今後、水道料金の改定は、佐世保市全体や佐世保市議会で議論されることとなります。当委員会としては、これらの議論に向けて、次の①～④のとおり意見を具申します。

① 節水型経営からの脱却

財源確保の問題は、石木ダムの進捗によって、節水型経営という水道事業経営の方向性が、180度変わることとなります。このことから、今回の経営戦略は、当面の3年間を「見極めの期間」として、この間の必要最小限度の財源に的を絞って検討しています。

当委員会のメンバーは、本年2月、石木ダムの事業再評価において、事業主体に「やる気と覚悟」をもって、昨年度の工期延長が「最後の工期延長」となることを強く求めました。

水源不足によって、市民は、本来必要のない「高い水道料金」を負担していることは、先に述べたとおりです。既に、大分市では、水源確保によって、水道料金の「値下げ」が実現されています。佐世保市においても、同じことができるはずです。

当委員会としては、事業主体において、今後3年間で水源確保の確実な見通しを立てていただくことを改めて求めます。併せて、佐世保市水道局が、節水型経営から脱却し、単価によらない収益を確保することができるよう十分な検討と準備を進めることを求めます。

② 政策と事業経営の棲み分け

水道事業は、本来、独立採算の企業会計であり、経営の持続性が確保される必要があります。これには、必要な経費を水道料金で回収する「総括原価

方式」による経営が不可欠です。

しかし、現在の佐世保市の水道料金の体系は、節水奨励、低所得者層への配慮等の政策的な配慮から、少量使用者を優遇し、大口需要者に高い料金単価を求めるものになっています。このことは、市民の半数近くを比較的安価な基本料金で済む基本水量に納めています。他方、使用水量が基本水量を超えると、料金が「急な階段を駆け上がるように」逡増する従量料金に表れています。なお、最大量使用の階層に至ると、「急に階段が緩やか」になっています。これも、産業の保護・育成の視点による政策的配慮と推察されます。これらの政策的な配慮が、水道事業の収益の安定性を損なっていることは、明らかです。

確かに、水道料金においても、社会保障等の政策的配慮は可能です。しかし、このような政策的配慮は、本来、普通会計において横断的に展開されるべきものです。今後、市長部局において、この点を十分に検討されることを望みます。

③ 普通会計からの支援

今回、27.5%の水道料金の値上げをすると、佐世保市の水道料金は、全国の都市でトップクラスの水準になります。このことは、佐世保市へのＩターンや企業誘致にとって致命的な足枷になり、佐世保市の発展を阻害する要因になりえます。

さらに、このような値上げをしたとしても、財政計画では、非常時の対応の財源となる資産維持費(財政上の余力)をほとんど持ち合わせない状況です。しかし、佐世保市は、2年に一度は渇水危機に直面している状況です。これらのことは、佐世保市水道局が、向こう3年間、渇水等に対する財政上の対応力を持たないことを意味しています。

実は、平成22年度の水道料金の値上げは、当初の30%から、佐世保市普通会計からの支援等により10%分を抑えて、20%にとどめることができました。仮に、普通会計からの支援があれば、佐世保市の発展に対するダメージが抑えられ、大きな事故や渇水への備えができます。今回も、佐世保市の普通会計から財政支援等の政策的対応をいただくことを強く望みます。

④ 広域化

長崎県を事業主体とする石木ダム建設事業の遅れが、佐世保市の水道料金の高騰を招いてきた原因であることは、前述のとおりです。

水道は、ナショナルミニマムでありながら、ほとんどの市町村が単独で経営しています。このため、生まれた場所、住まう場所によって、水道料金の負担の差が非常に大きくなっています。なお、この点は、電気、郵便、通信等の料金と異なります。

令和元年に施行された改正水道法には、都道府県が主体となって事業経営の広域化を進めることが盛り込まれています。今回の審議を通じて、佐世保市単独による経営の限界が浮き彫りになりました。同じ長崎県民であれば、同じ水道料金となるのが望ましいと考えております。長崎県においても、改正水道法の趣旨を踏まえ、主体的・積極的に広域化の取組を進めていただくことを期待します。さらに、長崎県が、佐世保市の水道政策に対して、当事者意識を持って、積極的に関与していただくことを要請します。併せて、佐世保市も、長崎県に対してその旨働きかけることを要請します。

以上述べた①～④を条件に、当委員会として、佐世保市水道局から提案された経営戦略及び当初3年間の財源確保（水道料金の27.5%の値上げ）を妥当なものとして承認します。

数年後には、水源確保や広域化などの「ゲームチェンジ」が図られ、今回とは全く異なる議論が展開されることを心から期待し、当委員会からの答申といたします。

以 上

令和7年7月15日

佐世保市上下水道事業経営検討委員会